

N スポーツコミッショナ よろ地域づくり会議要領（案）

（総則）

第1条 本要領は、本コミッショナ が開催する地域づくり会議の運営に関する事項を定める。

（目的）

第2条 地域づくり会議は、スポーツを通じた地域活性化を推進し、スポーツイベントの開催、合宿・交流・ツーリズムの促進、部活動地域移行への支援を通じて、地域住民が主体的に関わるスポーツ活動を創出することを目的とする。

（構成）

第3条 地域づくり会議は、団体会員及び個人会員で構成し、各団体から1~2名程度参加する。

（協議事項）

第4条 地域づくり会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) スポーツを核とした地域コミュニティ活性化と経済循環に関するこ。
- (2) 多様なステークホルダーとの連携強化に関するこ。
- (3) スポーツイベントの誘致・開催、合宿・交流事業、スポーツツーリズム推進に関するこ。
- (4) 中学校部活動の地域移行支援および新たなスポーツ文化・価値の創造に関するこ。

第4条の2 必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①総務委員会 2名まで
- ②健康づくり委員会 2名まで
- ③地域づくり委員会 2名まで

（リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

（会議の開催）

第6条 地域づくり会議は年2回程度開催する。

（要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ 総務委員会の議決を経て変更できる。